

## 新型コロナウイルス感染症にかかるイベント等への対応について

令和2年2月25日(火)

白井市新型コロナウイルス感染症対策本部

### 1 市主催(共催)のイベント等の中止・延期に関する基本的な考え方について

#### (1) 中止又は延期する場合について

以下のいずれかに該当するイベント等は、原則中止又は延期とする。

- ① 不特定多数の参加があるもの
- ② 参加者のうち、重症化しやすい人の割合が高いと見込まれるもの  
重症化しやすい人:高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患等の持病がある者、  
透析・抗がん剤治療・免疫抑制剤等を投与されている人など
- ③ 妊婦の参加が見込まれるもの
- ④ 参加者同士の濃厚接触の可能性が高いと見込まれるもの
- ⑤ 医療従事者や消防職員等、市民の救命救急に従事する者が参加するもの
- ⑥ 食事の提供を伴うもの
- ⑦ 以下の感染予防対策がとれないもの
  - ア 体調が悪い人の参加の自粛
  - イ 手洗い、咳エチケット等の一般感染症の徹底
  - ウ 会場内の換気
  - エ 参加者同士の間隔に配慮

#### (2) 中止又は延期が困難な場合について

法的根拠等により実施しなければならないもの、この時期に実施する必要があるもの等については、上記の感染予防対策を踏まえ、感染リスクへの必要な対策を十分に講じること。

#### (3) 中止又は延期の期間について

中止又は延期の期間は、令和2年3月末までとする。ただし、当該期間は、新型コロナウイルスの感染の拡大の状況等を踏まえ適時検討するものとする。

#### (4) 中止又は延期に伴う経費について

入場料等、既に徴収した費用は、返金又は振替えるものとする。

### 2 民間が主体となるイベント等について(市の後援を含む。)

上記市主催(共催)のイベント等の中止・延期に関する基本的な考え方について、周知する。

### 3 市民への周知

市の対応について、市ホームページ、広報しろい、白井メール配信サービス等により周知する。